

5. 財務関係

(8) 職員の賠償責任に関する調 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 法第243条の2の8によるもの <該当なし>

イ その他によるもの

都道府県名	事実関係				対象職員		賠償関係			賠償責任の根拠
	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
千葉県	レンタカー給油費用として資金前渡職員から引渡しを受けた前渡資金(現金)の一部を亡失した。	R6.3.29	R6.4.23	財務規則に基づく報告(事故報告)	防災危機管理部危機管理政策課 副主査	9	6,572	6,572	納付書払による納入	民法第709条
計	1件				1人					

② 市区町村分

ア 法第243条の2の8によるもの

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
北海道	白老町	委託事業者の職員として長年勤務経験のあった者を、条例違反となる前職の現給保障をする形で会計年度任用職員として雇用したこと町に損害を与えた。	R4.4~R5.6	R5.3	病院において、他の問題も生じており、その調査・説明の中で判明したものである。	白老町立国民健康保険病院 元事務長	32	有	現給保障するとした給料の格付は、条例の定める範囲を超えており、さらに条例の定めのない調整額を上乗せしたことは、故意又は重大な過失により明白な法令違反であることから、その損害を賠償する責任を有するものと判断する。	有	職員の採用について内部協議を行っていたにも関わらず、元事務長が単独で判断せざるを得ない状況となっていたものであり、病院運営を優先し、個人の利益のためではなかったことから、長が議会の同意を得て全額免除した。	3,329,913	0	長が議会の同意を得て全額免除
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 1件 無 0件				
岩手県	大船渡市	漁業集落排水施設電気料金の支払遅延により、延滞利息の支払義務が生じた。	R6.7.25	R6.8.9	不適正事務の報告書による	上下水道部 下水道課 課長	33	有	支出負担行為及び支出命令を専決できる対象職員が、担当者の事務に対する管理及び監督義務を怠ったことは、事実発生の一因であると判断したため、対象職員に賠償責任があると認められた。	無		1,108	1,108	現金で一括納付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
山形県	最上町	町民から納付された現金(税金)を紛失したものの	R6.11.7	R6.11.19	担当課長からの報告	町民税務課 課長	27	無	対象職員により補填されたため	無				
山形県	最上町	同上	同上	同上	同上	町民税務課 室長	19	無	同上	無				
山形県	最上町	同上	同上	同上	同上	町民税務課 主事	3	無	同上	無				
山形県	最上町	同上	同上	同上	同上	町民税務課 主事	4	無	同上	無				
計	1団体	1件				4人		有 0件 無 4件		有 0件 無 4件				
福島県	会津美里町	職員の公文書の不適正な取扱いにより、相手方への支払遅延による延滞金を発生させた	R5.8~R6.5	R6.6.24	所属長からの報告による	副町長	3	有	関係法令の遵守、適正な事務処理が行えるよう、管理・監督職による組織マネジメント力の強化等に努め、行政に対する信頼の確保に努めること。	無		6,000	6,000	現金で一括納付

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
福島県	会津美里町	当時の部下職員の公文書の不適正な取扱いにより、相手方への支払遅延による延滞金を発生させた	同上	同上	所属職員からの報告による	政策財政課課長	30	有	同上	無		3,000	3,000	現金で一括納付
福島県	会津美里町	同上	同上	同上	同上	こども教育課 課長	31	有	同上	無		3,000	3,000	現金で一括納付
計	1団体	2件				3人		有 3件 無 0件		有 0件 無 3件				
茨城県	常総市	公金の不適切な取扱いによる生活保護費の不明	R6. 5. 2 ～ R6. 6. 26	R6. 7. 1	副市長からの報告	福祉部 部長	26	有	職責及び本事案への関わりに応じた賠償責任があるものと認める。	無		19,356	19,356	現金で一括納付
茨城県	常総市	同上	同上	同上	同上	福祉部 社会福祉課 課長	34	有	職責及び本事案への関わりに応じた賠償責任があるものと認める。	無		58,068	58,068	現金で一括納付
茨城県	常総市	同上	同上	同上	同上	福祉部 社会福祉課 課長補佐	36	有	職責及び本事案への関わりに応じた賠償責任があるものと認める。	無		19,356	19,356	現金で一括納付
茨城県	常総市	同上	同上	同上	同上	福祉部 社会福祉課 主査兼係長	15	有	職責及び本事案への関わりに応じた賠償責任があるものと認める。	無		19,356	19,356	現金で一括納付
茨城県	常総市	同上	同上	同上	同上	福祉部 社会福祉課 主幹	10	有	職責及び本事案への関わりに応じた賠償責任があるものと認める。	無		102,552	102,552	現金で一括納付
茨城県	美浦村	草刈り時、乗用刈払機がはじいた石が停車中の車両に接触し破損	R6. 4. 16	R6. 4. 16	事故報告後、事故報告書を作成したのちに長に説明	経済建設部 経済課 課長補佐	32	有	停車中の車両に接触のため、過失が100%であることを確認	無		130,649	130,649	全国町村会総合賠償補償保険
茨城県	美浦村	駐車場から後進にて出発、後方確認を怠り、停車中の車両に追突	R6. 6. 23	R6. 6. 24	事故報告後、事故報告書を作成したのちに長に説明	会計年度任用職員	4	有	停車中の車両に接触のため、過失が100%であることを確認	無		117,051	117,051	公用車任意保険
茨城県	美浦村	駐車場から後進にて出発、運転操作を誤り、停車中の車両に追突	R6. 7. 23	R6. 7. 24	事故報告後、事故報告書を作成したのちに長に説明	総務部総務課 係長	7	有	停車中の車両に接触のため、過失が100%であることを確認	無		192,566	195,566	公用車任意保険
計	2団体	4件				8人		有 8件 無 0件		有 0件 無 8件				
埼玉県	越谷市	収納した現金が亡失したもの	R6. 6. 17	R6. 6. 19	担当課からの報告	会計管理者	33	有	公金の亡失を回避するための措置が不足しており、過失はあるものと認められる。	無		14,100	14,403	納付書払

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
埼玉県	越谷市	同上	同上	同上	同上	市民協働部 北部出張所長	33	有	職員への指導監督が十分になされていないことや、現金取扱上の管理監督が適切に行われていなかったことは過失と認められる。	無		126,900	129,643	納付書払
計	1団体	1件				2人		有 2件 無 0件		有 0件 無 2件				
東京都	世田谷区	金庫に保管していた窓口支給用の生活保護費を亡失したものを。	R5.12.26 ～ R6.1.31	R6.1.31	職員による金庫の確認。	総合支所保健福祉センター参事	34	有	資金前渡者としての前渡金の保管及び管理について善管注意義務を尽くしていなかったことから賠償責任あり。	無		152,185	157,113	現金で一括納付
東京都	世田谷区	同上	同上	同上	同上	総合支所保健福祉センター主事	37	有	金庫管理者でありながら、金庫への現金の出し入れを適切に管理していなかったことなどから賠償責任あり。	無		60,874	62,845	現金で一括納付
東京都	練馬区	職員の期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延により、不納付加算税および延滞税が課された。	R3.7～R5.9	R5.9	税務署からの指摘担当課からの報告	(令和3年度・令和4年度)総務部職員課長	42	有	職員には重大な過失があり、地方自治法第243条の2の8に基づく賠償責任があるとし、職員の期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延による不納付加算税および延滞税を賠償額として決定した。	無		17,901,500	17,901,500	団体地方公務員賠償責任保険により納付
東京都	練馬区	同上	同上	同上	税務署からの指摘担当課からの報告	(令和5年度)総務部職員課長	25	有	同上	無		19,214,100	19,214,100	団体地方公務員賠償責任保険により納付
計	2団体	2件				4人		有 4件 無 0件		有 0件 無 4件				
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R3年度	R4.4	担当職員の自己申告	基盤整備部 河川課課長	33	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		211,085	105,542	納入通知書による

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R2・3年度	R4.4	担当職員の自己申告	基盤整備部河川課係長	31	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		262,290	131,145	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29・30・R2・3年度	R4.4	担当職員の自己申告	基盤整備部河川課会計年度任用職員	20	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		315,735	157,867	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R1・2年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課課長	31	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		96,775	48,387	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29・H30年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課係長	34	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		8,340	4,170	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29～R1年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課係長	34	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		5,380	2,240	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29・H30年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課主任	13	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		4,480	2,240	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R1・2年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課会計年度任用職員	1	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		1,575	787	納入通知書による

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R2年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課主任	13	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		280	140	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29・H30年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課課長	37	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無		14,315	7,157	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R2年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課係長	28	無	係員が支出負担行為及び支出命令を怠ること等をあらかじめ把握してこれを指揮することは困難であり重大な過失は認められない。	無		0	0	
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29・30・R2年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課会計年度任用職員	6	無	財務会計システムを利用できるアカウントが付与されておらず、利用できる状況になかったため、予算執行行為等を補助して行う立場になかったことから、予算執行行為を怠ったかどうかを論じることができない。	無		0	0	
岐阜県	岐阜市	水路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	H29・30・R2・3年度	R5.1	内部調査	基盤整備部河川課会計年度任用職員	11	無	財務会計システムを利用できるアカウントが付与されておらず、利用できる状況になかったため、予算執行行為等を補助して行う立場になかったことから、予算執行行為を怠ったかどうかを論じることができない。	無		0	0	
岐阜県	岐阜市	道路維持管理業務の業務代金の支払遅延により遅延利息を支払った。	R4年度	R5.4	内部調査	基盤整備部道路維持課課長	18	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		50,812	50,812	納入通知書による

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 管理監	34	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		38,104	38,104	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 係長	14	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		9,393	9,393	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 係長	15	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		14,030	14,030	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 係長	20	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		1,978	1,978	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 主査	26	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		4,676	4,676	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 主査	12	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		3,157	3,157	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 主任	13	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		3,857	3,857	納入通知書による

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 主任技師	6	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		19	19	納入通知書による
岐阜県	岐阜市	同上	同上	同上	同上	基盤整備部 道路維持課 技師	2	有	重大な過失により、義務を果たさず、行為を怠った結果、本市に損害が生じているので、本市に対して、損害を賠償すべき責任がある。	無		989	989	納入通知書による
計	1団体	14件				23人		有 20件 無 3件		有 0件 無 23件				
愛知県	尾張旭市	会計課職員が振込データに記録されている債権者の口座情報を自身の口座情報に書き換え、自身の個人口座に不正送金した。当該職員は、部下の不正送金発覚の際とその発覚以降に適切な対応を取らなかった。	R2.5 ～ R5.1	R5.1.23	業者から委託料の振込がないと連絡があり、調べたところ、振込データが職員宛に変更されており、職員へ振り込んでいたため、危機事象として、報告を受けた。	会計管理者 (定年退職済)	38	有	R2.9.10支払で不正送金を発覚とそれ以降に適切な対応を取らなかったことが原因で不正支出が続いており、不正送金発覚後から、会計管理者在任中までの損害額について賠償する責任がある。	無		59,147,343	33,292,458	現金で一括納付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
滋賀県	彦根市	債権管理課窓口において納付された現金ならびに釣銭を翌日出納室への入金を行うため、同課職員が閉庁時間に金庫締め作業を行い現金残高を確認したところ、現金21,600円の不足を確認したもの。	R5.5.19	R5.5.29	担当部局からの報告による。	総務部債権管理課長	23	有	出納員である当該職員は、公金の取扱いに係るマニュアルおよびその運用の措置すべき見直し事項を看過し、是正措置を講じておらず、直接的かつ不作為等による過失があり、賠償責任を有するものと判断する。	無		21,600	21,770	現金で一括納付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
大阪府	泉南市	不適切な公金(狂犬病予防注射済票交付手数料等)の保管及び紛失	R5.4 ～ R5.7	R6.6.13	所管部署からの報告	健康子ども部保健推進課 課長	38	有	出納員として損害に対する賠償責任を認める	無		271,719	271,719	納入通知書による
大阪府	泉南市	同上	同上	同上	同上	健康子ども部保健推進課 主査	30	有	現金取扱員として損害に対する賠償責任を認める	無		645,331	645,331	納入通知書による

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
計	1団体	1件				2人		有 2件 無 0件		有 0件 無 2件				
徳島県	小松島市	有価証券の亡失と判断される事案	R6. 5. 14	R6. 5. 24	所属長からの報告	産業振興部職員	28	有	当該職員に賠償責任があると判断	無	718, 300	718, 300	現金で一括納付	
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
愛媛県	西予市	粗大ごみ処理手数料の亡失	R5. 3. 30 ～ R6. 3. 24	R6. 10. 1	担当課からの報告	環境衛生課課長	36	有	収納状況等の確認を長期間怠っており賠償責任を認める。	無	130, 350	130, 350	納入通知書	
愛媛県	西予市	同上	同上	同上	同上	環境衛生課業務員	20	有	手数料の保管管理を怠り公金を亡失しており賠償責任がある。	無	130, 350	130, 350	納入通知書	
計	1団体	1件				2人		有 2件 無 0件		有 0件 無 2件				
高知県	四万十市	デジタル複合機の使用料について、適切な事務処理を行わず、私費で立替払いしていたことにより、市から業者への支払いが遅れたとして遅延利息が発生した。	R3～R5	R6. 5. 24	顛末書の提出	市民・人権課市民係長	27	無	係長の不当な行為は市へ損害を与えたとするものの遠因ではあるが、直接には市が考えた事後処理方法により自ら生じさせたものに他ならず、この金額相当を関係職員の賠償の責に負わすのは適切ではない。	無				
高知県	四万十市	同上	R3	同上	同上	市民・人権課長補佐	30	無	同上	無				
高知県	四万十市	同上	R3	同上	同上	市民・人権課長	34	無	同上	無				
高知県	四万十市	同上	R4～R5	同上	同上	市民・人権課長補佐	30	無	同上	無				
高知県	四万十市	同上	R4～R5	同上	同上	市民・人権課長	34	無	同上	無				
計	1団体	1件				5人		有 0件 無 5件		有 0件 無 5件				
福岡県	飯塚市	公用車で現地確認に向かい山道に侵入した結果脱輪し、脱輪状態から回復させる際、不注意により公用車を全損させた。	R6. 5. 15	R6. 5. 20	事故報告書による	市民環境部環境整備課主任	26	有	職員には重大な過失があり、地方自治法第243条の2の8に基づく賠償責任があるとし、賠償額は公用車のリース契約中途解約金等に遅延損害金年3パーセントの割合による金員を付した額とした。	無	258, 480	258, 480	現金で一括納付	
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		監査委員による監査		長の賠償命令等		賠償関係		
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	賠償責任の有無	監査結果の要旨	監査委員の決定との相違点の有無	相違点の内容	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
佐賀県	玄海町	使用料の請求書を受領したにもかかわらず隠ぺいし、上司の確認にも虚偽の報告をして支払遅延をおこした。	R6.5.22 ～ R6.9.4	R6.9.4	相手方より支払いができていない旨、上司に連絡があり発覚。	防災安全課 主事	2	有	賠償責任を有するものと認められる。	無		2,700	2,700	現金で一括納付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
宮崎県	延岡市	公物4点(市役所備品)を窃取し、第三者に売却し、市に損害を与えた	R3.11.22 ～ R5.6.19	R5.6.20 ～ R5.7.24	内部調査を経て、報告決裁を受けた(R5.7.24)。	総務部総務課 主任主事	11	有	賠償責任を有するものと認められる。	無		695,370	695,370	現金で一括納付
計	1団体	1件				1人		有 1件 無 0件		有 0件 無 1件				
合計	19団体	35件				61人		有 49件 無 12件		有 1件 無 60件				

イ その他によるもの

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		賠償関係			賠償責任の根拠
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
北海道	砂川市	市税等の公金横領	R2.12~ R4.10	R4.10.27	担当課からの報告があり調査した結果、発覚したもの。	税務課 主任	14	4,562,100	4,562,100	納付書による分割納付	民法709条
北海道	北見市	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた。	H31.4 ~ R3.2	R3.4.22	申立人からの申し出に基づき被処分者及び関係職員から聞き取り調査等を行ったところ、不適切な発言や行為等によるハラスメントに該当する事実が認められた。	総務部納税課 係長	29	3,000,000	3,000,000	現金で一括納付	国家賠償法第1条第2項
計	2団体	2件				2人					
宮城県	石巻市	令和5年6月、予算措置がない中で、正規の事務手続きを経ることなく、公印を使用して電話機リース契約を締結したほか、同年8月分から11月分までの当該リース料金を私費により支払うなど、著しく不適正な事務処理を行った。	R5.6.19	R5.12.12	担当課からの報告	北上総合支所 事務長	31	1,555,252	1,555,252	納付書による支払い	民法第709条
計	1団体	1件				1人					
山形県	三川町	町有施設の駐車場に仮設した机が強風によりあおられ、駐車中の車に衝突し、損害を与えたもの。	R6.9.25	R6.9.25	職員より上司に報告があり、所属長より報告があった。	教育委員会 教育課 課長補佐	32	141,240	141,240	指定口座へ一括納付	民法第709条
計	1団体	1件				1人					
福島県	三島町	公有物横領、窃取	H28.10.11	R6.3.19	内部調査により公有物の横領、窃取が確認され、町長に報告し対応協議した。	副主査	12	3,541,000	3,541,000	現金で一括納付	民法第709条
計	1団体	1件				1人					
千葉県	佐倉市	教諭(当時)が児童に対しわいせつ行為を行ったもの	R4.12~R5.2	R5.2.15	被害児童の親から通報を受け校長が作成した事故報告書により把握	佐倉市立小学校教諭(当時)	1	1,000,000	1,000,000	市と教諭(当時)が連帯して負った左記賠償額の全てを加害教諭が代理人口座に振込	国家賠償法第1条第2項
千葉県	鴨川市	中学校で発生した部活顧問の教諭による体罰(国家賠償請求事件)	H28.11.1	H28.11.1	教育委員会から市長への報告	中学校 教諭	10	15,000,000	2,000,000	現金で一括納付	国家賠償法第1条第2項

都道府県名	市町村名	事実関係			対象職員		賠償関係			賠償責任の根拠	
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
千葉県	君津市	市内中学校事務職員が、同校生徒の保護者から納入された学校納入金の一部を私的に流用していたことにより、同校生徒に係る就学旅行積立金に不足が生じ、損害を与えたもの。	H29. 3～R5. 3	R5. 3. 24	当該職員から当時の校長に学校納入金を着服している旨の告白があり、調査した結果、判明したもの	市内中学校事務職員	31	8,955,848	8,955,848	指定口座へ分割納付中	国家賠償法第1条第2項
計	3団体	3件				3人					
東京都	大田区	生活保護のケースワーカーであった職員が、被保護者の預金口座から引き出し、又は当該被保護者から預かった現金その他の金銭を横領した事案。	H30. 10. 5～H30. 12. 25	H31. 1. 21	関係者からの報告	福祉部糶谷・羽田生活福祉課主事	8	874,054	874,054	納付書払	国家賠償法第1条第2項 民法第709条
東京都	世田谷区	金庫に保管していた窓口支給用の生活保護費を亡失したものの。	R5. 12. 26～R6. 1. 31	R6. 1. 31	職員による金庫の確認。	総合支所保健福祉センター主事	33	91,311	94,267	現金で一括納付	民法第709条
東京都	東久留米市	市立学校が発行した学校だよりにおいて、相手方の著作物であるイラストについて許諾を得ず無断で使用したため、損害賠償請求を受けたものである。	R4. 11. 18～R6. 6. 26	R6. 7. 9	相手方代理人の受任通知による	市立学校教員	37	176,000	176,000	現金で一括納付	国家賠償法第1条第2項
計	3団体	3件				3人					
神奈川県	小田原市	環境事業センターのごみ焼却炉で使用する薬剤の単価契約を締結している契約業者の社員と結託して、当該契約業者から納入される薬剤に関する発注業務を悪用して、これらの薬剤の実際の納入量より水増しした請求分を含む金額を記載した請求書を作成し、複数回にわたり小田原市から当該契約業者の口座に対し薬剤の代金として水増し請求分を含む金額を振り込ませ、水増し請求分に当たる合計441万3140円を詐取した。	H31. 2～R2. 3	R6. 1. 31	当該職員の逮捕	環境部環境事業センター(主査)	23	4,413,140	4,413,140	現金で一括納付	民法第709条

都道府県名	市町村名	事実関係				対象職員		賠償関係			賠償責任の根拠
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
神奈川県	二宮町	職場の同僚から、勤務時間中にわいせつ行為及びセクハラ行為を受けた被害者が、町に対する国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、町が被害者に支払った賠償金の額を加害者の職員に求償したものの	H27. 4. 30 ～ H30. 6. 21	H30. 8. 15	被害職員から総務課に相談があり、ハラスメント等調査委員会で調査を行った結果、当該職員による被害職員へのわいせつ行為及びセクハラ行為の事実を把握した	消防署 第2警備隊 副主幹 (消防司令補)	22	3,672,323	3,672,323	強制執行による給料差押え及び残金の現金一括納付	国家賠償法第1条第2項
計	2団体	2件				2人					
石川県	小松市	小松市立芦城小学校のプールの給水系統の泥排出用バルブが閉められていなかった状態で断続的に給水系統の元栓を開けたことにより、泥排出用バルブを経由して排水樹に水を排出させ、もって最大約300万円(推定流出量8,099m ³ =プール約25杯分)の損害を本市に発生させた。	R6. 5. 21 ～ R6. 6. 11	R6. 6. 11	小松市立芦城小学校教頭からの報告	小松市立芦城小学校 校長	37	2,710,000	451,667	振込で一括納付	民法第709条
石川県	小松市	同上	同上	同上	同上	小松市立芦城小学校 教頭	29	2,710,000	451,667	振込で一括納付	民法第709条
石川県	小松市	同上	同上	同上	同上	小松市立芦城小学校 教諭	35	2,710,000	361,333	振込で一括納付	民法第709条
石川県	小松市	同上	同上	同上	同上	小松市立芦城小学校 教諭	5	2,710,000	90,333	振込で一括納付	民法第709条
計	1団体	1件				4人					

都道府県名	市町村名	事実関係			対象職員		賠償関係			賠償責任の根拠	
		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	所属及び職名	勤続年数(年)	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
静岡県	静岡市	Wi-Fi運用に係るプロバイダ事業者に対して、利用料の支払登録を行わず、かつ、利用料の支払いを複数回にわたり遅延させた。これにより、本来必要のない請求書発行手数料及び請求書再発行手数料が発生したため、その金額を職員に賠償請求した。また、5月から7月分の利用料と請求書発行手数料及び請求書再発行手数料を本件職員が私費で支払っていた。	R5.4.1 ～ R5.8.31	R5.11.16	弁護士法人から対象職員あてに「親展」・「重要」と表記された郵便物が届いたため、他の職員が不審に思い係長に相談した。係長が対象職員に事実確認を行った結果、当該事案を覚知した。	非公表		1,540	1,540	本件職員が市に対して有する不当利得請求権（民法第703条）と市が本件職員に対して有する損害賠償請求権（民法第709条）を相殺	民法第709条
計	1団体	1件				1人					
香川県	高松市	著作物に係る著作権を侵害したことに伴う損害賠償	R5.10.19	R5.10.19	著作権者から使用許可業務を委託された有限会社から、著作権法違反による損害賠償の申出があった。	高松市立林小学校 校長	35	501,600	501,600	現金で一括納付	著作権法114条3項
計	1団体	1件				1人					
合計	16団体	16件				19人					